平成２６年（フ）第９１９号
札幌市白石区北郷１条１丁目３番13―102号
債務者　安達　香織
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５３号
北海道北広島市美沢３丁目10番地９　藤ハイツ第３―102号
債務者　遠藤　健次
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６２号
札幌市中央区南12条西23丁目１番48号　リベルティ旭ヶ丘105号
債務者　千葉　太一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６３号
札幌市中央区南12条西23丁目１番48号　リベルティ旭ヶ丘105号
債務者　千葉　理恵
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１００４号
北海道千歳市桜木５丁目３番18号
債務者　大樂　静子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１７号
札幌市西区福井７丁目７番39号　リバーサイドマンション１号
債務者　大西　政弘
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０５０号
札幌市東区伏古10条５丁目４番５―202号
債務者　小森　麻美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４号
岩手県八幡平市柏台３丁目５番１―101号
市営柏台第１住宅
債務者　中村　郁子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３４号
宮城県石巻市（以下秘匿）、平成25年11月27日までの住所宮城県石巻市蛇田字下中埣１番地13　伊藤住宅２号、昭和45年１月15日生
債務者　梶原真由美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
福島県会津若松市河東町八田字坂ノ上２番地、前住所東京都江戸川区東葛西６丁目38番21号　プライムコーポ101
債務者　渡部　宏志
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
福島県会津若松市城前１番60号　市営住宅28棟15号、前住所福島県会津若松市宮町４番32号
債務者　佐藤　紘三
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
群馬県藤岡市白石2222番地81
債務者　高橋美代子（旧姓草間）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５８号
群馬県藤岡市藤岡1304番地５　レガーロＣ棟
債務者　田村　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１１９号
群馬県高崎市箕郷町富岡1575番地１
債務者　鈴木　雄大
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６８号
神奈川県座間市相武台１丁目32番５―801号　プラーズ相武台
債務者　平瀬真由美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目４番10号　ハイムレグルスⅡ201号
債務者　横尾　和雄
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４９２号
堺市南区城山台２丁１番２―308号
債務者　上田　一男
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係